

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラの整備

○施策体系○

(ア) 秩父圏域情報化の推進

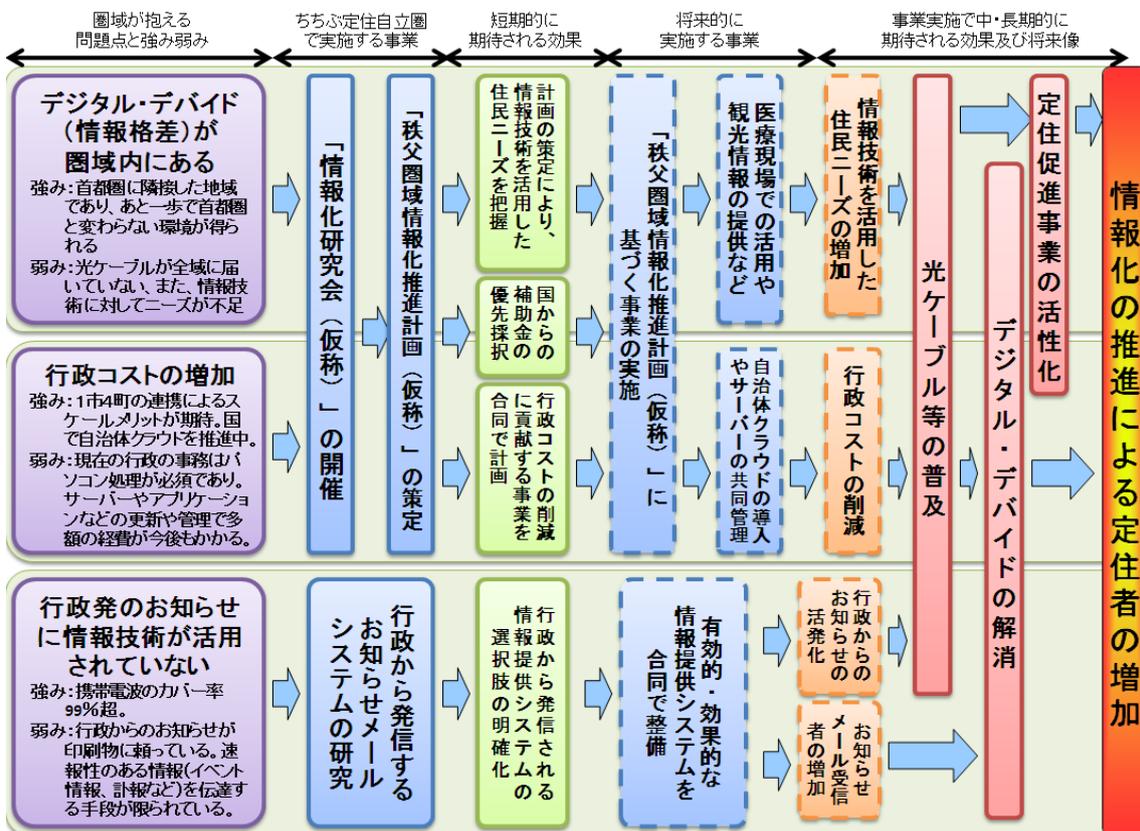
・ 推進計画の策定

・ 情報化研究会の実施

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

・ システムの導入

○戦略図



(7) 秩父圏域情報化の推進

○現況と課題○

情報通信技術は、人々の生活をさらに豊かにする技術として、全国的規模でインフラの整備が行われています。しかし、事業収益や地理的な条件によって、整備の進捗状況に差があることから、デジタル・デバイドといわれる情報インフラの地域間格差が生じることになります。デジタル・デバイドは、地域間の産業や雇用の格差を発生させるだけでなく、行政サービスの発展を阻害し、圏域外の人々が定住を判断する際のマイナス要因にもなります。

秩父圏域はこれまでもブロードバンドや携帯電話、地上波アナログ放送の受信など情報化施策について様々な取組を自治体ごとに行ってきましたが、県南地域と比較すると整備状況は十分とはいえません。

○今後の展望○

今後、山間部にある秩父圏域において、行政サービスを向上させていくためには情報通信技術を活用していくことが重要であり、圏域内の自治体が連携することにより、圏域内のデジタル・デバイドを解消し、安定した情報ネットワーク環境を整備していくことが重要です。しかしながら、情報ネットワーク環境整備やこれを利活用した情報システム整備・保守運用には多額の費用が見込まれるため、秩父圏域の自治体だけではなく、国や県、民間の協力を得ながら、効率的かつ効果的に整備していくことになります。協力を得るためには、圏域がどのように情報化を推進するかについて見通しを示すことと秩父圏域の自治体間での情報共有の体制作りが必要となります。

情報化推進による住民サービス向上の見通しを示すためには、情報化推進計画を策定することが考えられます。しかし、圏域内には未策定の自治体もあることから、情報化政策に関する共通の計画を策定します。具体的には、デジタル・デバイドの解消や広域的な情報ネットワーク化、その利活用による電子自治体の構築を推進するとともに、圏域自治体間で情報システムの共同利用することなど経費削減の取組を計画で策定します。

また、情報共有の体制作りについては、各市町の情報政策担当で構成する情報化研究会（仮称）において、情報ネットワークに関する最新技術の動向の研究や圏域が抱える問題とその解決策に関する情報交換を行うことを考えております。

これらの取組により、他の自治体の情報化政策のノウハウを得ながら、単独の自治体での検討が不足していた情報化政策の項目を補完すること、また、圏域全体で取り組むことにより情報化政策に関する国からの補助金の採択が得られやすくなることが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(7) 秩父圏域情報化の推進

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定する。

① 推進計画の策定

事業名	「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」策定事業						関係市町名
事業概要	秩父圏域の地勢・住民・文化などの特性を考慮した、圏域独自の情報化を推進する計画を策定する。策定に当たっては、専門家の助言を得ながら、最新の動向を把握することとする。						秩父市（情報政策課） 横瀬町（総務課） 皆野町（総務課） 長瀨町（総務課） 小鹿野町（総合政策課）
成果	平成22年度内に計画を完成し、公表する。また、計画上に位置つけた事業を実施することにより、情報技術を活用した住民ニーズの増加、行政コストの削減を図り、光ケーブル等の普及やデジタル・デバイドの解消を目指す。						
関係市町の役割分担	圏域内の計画策定については、他団体の事例や専門家の意見を踏まえつつ、各市町が分担して内容を作成する。既に策定済みの秩父市及び小鹿野町については、既存の推進計画について情報提供する。未策定の各町は、情報化に関する町内のとりまとめを行う。						
事業費(千円)	22	23	24	25	26	計	
	0	—	—	—	—	0	
国県補助事業等の名称、補助率等	該当なし						
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方	現時点では費用負担は発生しないが、先進地視察等の必要が生じた場合は基金からの取り崩しで対応する（平成23年度まで）。						

22年度に想定されるスケジュールは次のとおりです。

年 月	検討事項	専門家の役割
22年 4月	業者のプレゼン	助言と最新情報の提供
5月	専門家とのフリートーク	
6月	(助言を得ながら、最新情報を把握する)	
7月		
8月	先進地視察	視察に同行
9月	計画の構築案の検討	構築案の助言
10月	データ収集	最新情報の提供
11月	関係見積徴収	
12月	推進計画の内容検討	計画内容の助言
23年 1月		
2月		
3月	計画策定	

② 情報化研究会の実施

事業名	「情報化研究会（仮称）」の開催				関係市町名	
事業概要	情報ネットワークに関する最新技術の動向の研究や圏域が抱える問題とその解決策に関する情報交換を行う。				秩父市（情報政策課）	
					横瀬町（総務課）	
					皆野町（総務課）	
					長瀬町（総務課）	
					小鹿野町（総合政策課）	
成果	各市町が研究会を開催することで、情報分野において共同で企画立案でき、また、最新動向の共有と意見交換する場を設けることができる。					
関係市町の役割分担	各市町とも、担当職員を研究会に出席させる。専門家の招へいは秩父市で行う。					
事業費(千円)	22	23	24	25	26	計
	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称、補助率等	該当なし					
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方	現時点では費用負担は発生しないが、先進地視察等の必要が生じた場合は基金からの取り崩しで対応する。					

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

(1) 情報化推進計画に基づく事業の実施

費用対効果の検証や各首長の政策判断が前提となりますが、策定後に、国などの補助金を得ながら計画に掲げた事業を圏域全体で取り組むことが想定されます。このような共同実施により、システムの高度化や導入コスト削減を見込むことができます。

(2) 電子自治体関連施策の推進

総務省が推進している電子自治体関連政策を秩父圏域で導入し、住民サービスの向上を図っていくことが考えられます。例えば、自治体クラウドや公的個人認証制度が挙げられます。自治体クラウドは、情報システムの共同化を図り、効率的な電子行政を実現しようというものです。公的個人認証制度は、オンライン上で行政手続を行う際に、運転免許証などの提示と同じように本人確認を行う仕組みです。また、現在圏域内の各団体が、各種事務処理に個別に調達している情報システムを共同で調達し、運用し行政コストの低減を図ることも考えられます。これらを活用することで、効率的な行政サービスの提供を目指すことができます。

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

○現況と課題○

近年、パソコンやインターネットが急速に普及し、多種多様な情報の入手や発信が容易になり、地域内で発信される情報に対する関心が高くなっています。

秩父市においては、防災・防犯情報に関しては、防災行政無線を活用し地域住民に情報を発信しているほか、その補完的機能として安心安全メールで防災・防犯情報や災害時における被害状況、避難勧告などの情報を登録者にメール配信をしています。

また、よいまちモニター制度で携帯電話等のメールを活用し、より多くの方々からの意見や要望を行政サービスに反映させる仕組みをつくとともに、よいまち情報でイベント情報などの地域情報をメール配信しています。

平成22年1月現在、安心安全メールの登録者は約3,000人、よいまちモニター制度の登録者は約900人となっています。

圏域の他町では、防災行政無線を活用した防災情報を発信していますが、携帯電話等を活用した地域情報を配信していないのが現状です。

こうしたことから、より簡単に情報を得られやすい携帯電話を活用し、圏域内に情報を配信するシステムの構築が課題となっております。

○今後の展望○

現在、携帯電話の普及率は、総務省の調査によると平成21年6月現在で、携帯電話およびPHSの契約数は1億1302万5000件、人口普及率は88.5%まで普及しています。近年、秩父圏域でも携帯電話のアンテナ設置に取り組まれてきており、ほとんどの地域をカバーしています。

今後、携帯電話を活用した地域情報共有システムにより、圏域住民の利便性の向上につながるとともに、住民の方が安心かつ安全に日常を過ごすことができるように、行政が発信するお知らせを提供できるシステムを構築することが考えられます。

地域情報共有システムの構築にあたっては、通常時の行政からのお知らせなどを配信するのか、防犯に関する注意喚起やお悔やみ情報の提供ができる機能を加えて配信するのか、あるいは、単に緊急時の情報提供だけに絞って配信するのかを様々な角度から検討していくことが重要です。

また、システムを構築した後、登録者を増やす広報活動も必要になります。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

○ システムの導入の検証

事業名	行政から発信するお知らせメールシステムの研究					関係市町名
事業概要	携帯電話の普及状況を踏まえ、希望者に対して、行政から発信するお知らせをメールで配信するための活用・運用方を研究する。					秩父市（情報政策課、危機管理課、広報広聴課） 横瀬町（総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（総務課） 小鹿野町（総合政策課）
成果	平成 22 年度内に活用・運用方を研究・検討し、方向性を打ち出す。その後、有効的・効果的な情報提供システムを合同で整備することにより、行政からのお知らせを活発化させ、デジタル・デバイドの解消を目指す。					
関係市町の役割分担	情報化研究会内で、専門家と相談しながら研究・検討を行う。 経費については、秩父市が事前に各町に相談して決定する。					
事業費(千円)	22	23	24	25	26	計
	150	—	—	—	—	150+ α
国県補助事業等の名称、補助率等	該当なし					
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 22 年度内に先進地視察を実施する場合は、基金からの取り崩しで対応。 平成 23 年度以降の必要経費については、各市町で負担する。(秩父市 50.0%、残りを各町で均等割り)					

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

○防災・防犯情報等提供システム導入調査

住民が安心かつ安全に生活できることを目指し、防災・防犯情報等の提供システムに関する導入事例の調査を行い、活用・運用方を研究することが考えられます。また、合同運営を行うための委託業者の選定を行うことが考えられます。